

令和8年第8回教育委員会定例会審議結果

〔日時〕 令和8年8月14日（金）午前9時30分開会

〔場所〕 市役所7階701会議室

第1 議案第33号 →原案可決（教育総務課）
「令和8年度（令和7年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について

第2 議案第34号 →原案可決（生涯学習課）
東久留米市社会教育委員の委嘱について

第3 教育委員報告 →報告完了

議案第 33 号

「令和 8 年度（令和 7 年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 14 日提出

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに公表することが義務付けられている。

議案第 3 4 号

東久留米市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 1 4 日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

候補者

氏 名	役職・経歴等	委嘱日	備考
内田 かほ里	市立第七小学校長	令和 8 年 9 月 1 日	1 号委員
永瀬 功二	市立本村小学校長	令和 8 年 9 月 1 日	1 号委員
藤井 和重	市立大門中学校長	令和 8 年 9 月 1 日	1 号委員
田端 六郎	NPO 法人 東久留米市文化協会相談役	令和 8 年 9 月 1 日	2 号委員
栗田 仁美	NPO 法人 東久留米市体育協会 会長	令和 8 年 9 月 1 日	2 号委員
菅沼 法子	ボーイスカウト東久留米 第 2 団副団員長	令和 8 年 9 月 1 日	2 号委員
井原 恵子	民生委員・児童委員	令和 8 年 9 月 1 日	3 号委員
上田 幸夫	日本体育大学名誉教授	令和 8 年 9 月 1 日	4 号委員
奈良 忠寿	自由学園最高学部教授	令和 8 年 9 月 1 日	4 号委員

任期：令和 10 年 8 月 31 日まで

(提案理由)

第 31 期委員の任期満了に伴い第 32 期委員を新たに委嘱する。

第32期東久留米市社会教育委員会議 委員名簿(案)

令和8年9月時点

氏 名	役職・経歴等		新任・現任
内田 かほ里	1号委員 学校教育の関係者	市立第七小学校長	現任
永瀬 功二		市立本村小学校長	現任
藤井 和重		市立大門中学校長	現任
田端 六郎	2号委員 社会教育の関係者	NP0法人 東久留米市文化協会文化協会 相談役	現任
栗田 仁美		NP0法人 東久留米市体育協会 会長	新任
菅沼 法子		ボーイスカウト東久留米 第2団副団委員長	現任
井原 恵子	3号委員 家庭教育の向上に資する 活動を行う者	民生委員・児童委員	現任
上田 幸夫	4号委員 学識経験のある 者	日本体育大学名誉教授	現任
奈良 忠寿		自由学園最高学部教授	現任

任期：令和8年9月1日～令和10年8月31日
(任期途中委嘱の委員は委嘱から残任期間まで)

○東久留米市社会教育委員の設置に関する条例

昭和 3 9 年 4 月 1 日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 社会教育法第 2 条にいう社会教育を振興するため同法第 1 7 条の業務を進展することを目的とする。

(設置)

第 2 条 社会教育法(昭和 2 4 年 6 月 1 0 日法律第 2 0 7 号)第 1 5 条により、東久留米市社会教育委員(以下「委員」という。)をおく。

(定数及び委嘱の基準)

第 3 条 委員の定数は、1 0 人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから東久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは任期中においても解嘱することができる。

(条例施行上必要な事項)

第 5 条 この条例施行上必要な事項は教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、昭和 3 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 1 2 年 1 2 月 2 0 日条例第 6 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 2 6 年 3 月 3 1 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東久留米市社会教育委員の設置に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく委員である者は、この条例による改正後の東久留米市社会教育委員の設置に関する条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。